蕃翰譜

四中

伊地知文庫
文庫20
382
4

文庫20
382
4

伊地知氏書冊

大久保 附 伝馬志伝

十字館 書冊庫

入道康ニ任ス（御諱信元）此度子孫永く西家徳川の侍とかなる
ハ名モ子孫取立ル尉忠興忠義と云事の
世に語らく大久保といふ名字なり（[illegible]）
（[illegible]又長親の御作かまつても見えたり）
昌安モ有ハ昌俊の[illegible]山中の[illegible]とも[illegible]頃し
家は当国の住人松平[illegible]に仕へ居
東三河[illegible]佐とんを和泉[illegible]道度昌作の
御孫[illegible]次郎度（御諱[illegible]）十三の[illegible]御父[illegible]度の（御諱[illegible]）
[illegible]安祥の[illegible]作しかへも[illegible]より御所も
[illegible]十三宮[illegible]の先山中の[illegible]攻[illegible]
[illegible]忠義[illegible]（大久保[illegible]）
[illegible]八[illegible]中て此年天永六年の
四月[illegible]御[illegible]て山中の[illegible]を

[illegible]夜此[illegible]て昌俊[illegible]とも[illegible]
し[illegible]尉忠[illegible]大[illegible]
昌俊の[illegible]と[illegible]二郎三郎度[illegible]忠義と[illegible]
[illegible]宮[illegible]忠義[illegible]
[illegible]二郎[illegible]の[illegible]
[illegible]何の[illegible]十二郎三郎度
[illegible]当[illegible]一人[illegible]と当[illegible]の[illegible]
[illegible]忠[illegible]
[illegible]は此四人の[illegible]
[illegible]老[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]忠義[illegible]文十六年
二月[illegible]人[illegible]子ハ新八郎忠[illegible]（[illegible]）

ともいへり 二男左衛門四郎忠政 忠政が子阿部四郎兵衛忠俊と云ふ 或ハ三男也とも云
三男甚四郎忠員 後平右衛門 是右衛門尉忠世が父之なり
四男弥三郎忠久と号す 大久保の家系ニ忠員ハ忠政の子なり 初めて大久保と称し 名を替しと記せり○按ずるに山中の城を守し
宗旨大久保の家 初ハ宇都宮の氏也 某故ありて二郎三郎殿世をさりてものゝ後徳川
三郎家 後信光公の御子千松丸殿を守り 此年三月より忠世千余にかゝりて居括
正信定 出来る事も数の三男 二郎三郎殿の御息文 是信の諸を出し 兵の役の御領を悪く
らん山内の安部大蔵をもつて此家人ニ申し 是を此役
し大久保忠員ハ 御目見る阿部伊勢の国より浅河
の国にはに仕まゐらせし 本ハ義元が所 軍兵を
召して三河国 年号の家に若君を助けて
是ハ実名を忠員と云ふ 此代の年中ニ浅井 速水の目代 天文四年三月
数年の間 九月年号の諸々 いかにもなし
安藤ハめでたく 是ハ此母上也 大久保見習ふ所々の者へと召し 内藤忠信定

そして 新の御忠利をなし いわゆる八幡の御使をそえて二公
とをゆるしきものの親を見せと一日に七社をも三日迄とらせ
これより忠利兄弟 共と近年を仰ぎらん 此の家人ども 左右
是に是非をと思ハされてきたまれにかくてゝとうたらふ
それの由を云ふ 其の事をもめて 此事ありし あらゝ事八てのち
いかに悔ても及ぶまじくて 先年の御城に陣を得 居るは
くに御仕にへの人ごと誠に譜代の此家人かり候し
天文六年 安月 家の是信の城を去年の国にし 是れ君を送り
此年 長く大久保か忠様 阿部伊勢守の子 是を以て今に至る 同六年の春 按ずるに阿部忠 世を子に申しとき
是人何卒の君にて 不日諸役をせし 城を出て今川殿
に附て隠りおきと日をもちて 此へ忠ハ 是信殿 後の御当家を 彼の所領を料理
それにて 死ししかれ何卒を計らく 頼み事ども其の評して

軍せんとて付信孝ハ安藤彦兵衛昌備彦兵衛の兵衛に太子
て陽成の士を書もりて隊りき吉田郎兵衛直伝三郎兵衛え兄宗
も信孝に属し兄宗信孝に向て我ハ信孝の兵部殿に帰候
三郎の孫を嫁て信孝に従ひ家臣いくて数輩の人々に謂
しに正君ハ若君ハ有事やへきやさ昌備ニ委せんと言しかは
人々皆然と同して昌備にまかせる信孝の傳ふ
と頼くまて軍せんとは只は是れ人々いくまも付左衛門
とて強勇兵卒七騎と門伴し尾張国に赴きて
属日信孝 信孝に従ふ（信長卿の御次男） 勝家の臣子服部に信孝は
に幕月をも三河国に向き 家かうちに攻め昌備彦兵衛
川の如躍して飛んとて佐川彦五郎六ヶ敷か無の宗成
勝河の国に年もらる 御んれ小田原の天国に帰りして

昌君若君信孝の為に大集兵を入れ負けて昌備役所くまて小の人
徳信孝信孝もおかれ（是より昌備人信孝か沖作） 今川殿いくまもして家石
昌君と延んとて今年天正八年十二月安藤の城と攻撃し信
長朝臣の今井三郎兵衛 信孝従ひ見えるし 徳川に移
らる大久保一族信孝と選りて昌君と選れ年まて
（此年の陣は伊東清兵衛と申す世に伝ふ古説あり 付中昌備彦兵衛世の中の事と記せり 付て徳川殿初飛し後ある 是らも分けしあり）
入る川の保信に従ひ 天正元年徳川殿の家
江の陣を攻め別府井郎兵衛井喜四郎達頁を嗅ぎ 尾張の国嶺
又子兄弟 徳信孝七人せんかけして言えたと几まて 七郎井喜兵衛（八郎兵衛 四郎兵衛）
（日又伝え九七人被に添七兵衛と云けれ さ 挑みかの安部甲斐守と云ふ喜四郎か年まう）
為挑拝 三河国梅の陣の陣と取くす是の陣に向もる
七郎兵衛より世論国彦の云郎子 浦田兵庫助と共に見あり

仕ること大久保の一族幸より徳川殿より軍の先とかの
ほとり軍かく三河国大略さかい幸也しに永禄八
年秋の比より西国諸の大変おきて西国九州の諸
勢をさえ西国の住侍をいつかれより上京寺という寺あり彼
寺の住侍徳川殿よりかきを寺也野寺計侍の寺くる
隠し宗門住の御人本願寺と大坂寺
三ヶ寺本願の勢を称し入り西国の一族ハ西こと解
敵を徳川殿家中住の人ことに
別々軍年久し信代の家人本多の
旧たりしかの家人を敵逆住よ組をへるぎる
寺の敵逆文とをく寺ハ寺ハ
本願寺家ハ逆徳を称ス

ハ仏ハ人ハ
大国を本願寺
ハ信代ハ住侍
城を攻ハ
又子を井通ハ
ハ八百人ハ
住侍寺ハ
ハ上西ハ要言
ハ信代ハ
は七年三月ハ
らき
城と

大国の間より寺ハ
ハ信代ハ住侍
ハ兄弟と門徒
ハ一族親戚
ハ上京寺
ハ信代ハ
ハ住侍
ハ一族親戚
ハ一月

西塔を焼く大久保治部少輔に依て罷赦されん
て所司代に至りさせん事を申し即赦しあるべきにて
中にも凡吉利の丹宗門呂僧に参りて捕へ数百人
皆々寄来参りし事是を恨み申事なく有りても
此凡はこの思ひ参りて法ふ所く佛法を信ぜずして
候らくし尋寺の僧運寺ん共拝仰しかるべき
之れ破られ罷りて此思し物なくんば吉良芸州
の人々をもて見えし此数寄く争ひん事なきを
めて召寺よはずいつ道の一條の筆もし中々とい
希も此様にて古事は必破来の御意にてちゃべく八百余
人の首作くへきよそ由に中々に陳中所頂ありさらは
勝手に任て候と御書く御家人ふ恵な道え

吉良芸州と扱ひ謀反ふ洩あらし事危ち亡ひ出る
ちり 大久保家大御ニ至る
同九年三月吉良の城に居て遠世出一家の雲居
と号す同十三年三月右世右依り見實出家川の城の随ふ参川
の城に鎮る元和三年十二月三日ふ居の玄武此事を志てふ
寺有て数々に如く門居る右世御門弟を贈り来る摩ら施
に等くて旦居等る此事を集て 此事御制羊兒 寺をちょうふ 須衣の城に来る
遠世の家教の陳に教付召へと存寺人其の手と旦信の
須施ふ捌ひらと使ふく消えてあるや尼事に往け取る
の録人之に作る旦僧の兵つとめしに郡尼寺武ふ
召し帰らく御ある二三十人其は之に遠世の男者を呈す今て
百余人教の陳元さる摩ら価に押寄せ法ゆ蓮く法ふ紙を
は手なる武用陳はへん教なり敵討のんとは尚ひ教ある元

俄事まてかはり　敵も見えすまゝ微すくる事ともにて備へらく
ふさぎ能くたえ大事のまゝ　大膳大夫入道信玄大病をうけまゝ多
の家臣伊奈侍の兵多く討もちて其次の故討以下手も付なきもの
家康の軍の後陣はかたむけて　しかし明る井ノ谷にて川
と入（今の参州の兵庫と云ところ長篠と申もの都なり今はわつかなるとも　大久保の処の長篠の割書…甲陽軍鑑…字も候と陳かたり）天正三年
四月武田四郎勝頼　甲斐の国を立て遠江国を経て三河国
長篠の城に押寄　徳川家康父子後詰せんとて討出陣
田原に於て如勝んとなる所使をたて以て後信長父子相揃
の兵と川を隔て　柵を構へて
陣をとる　其岸よりふ　南北に山を控へ川を
五三千騎をのこしのこと　瀧沢二つの川淵を控へ流るゝ
備へたり　勝頼馬を退かせ　長篠の城の上に留まる

大将は茂として要害を構へ家康の士大将七人をもて
めくらし千騎は弓矢鉄炮を構へ滝川を隔
てはりみなもとあり川を前にあて陣をとりて川の千
三町手前へ向て押へたり　両陣の間二千町まで
日その夜酒井左衛門尉忠次信長の軍兵と川を隔して
山陰をたとりて大将の陣を山の後に出にけり　日の
敵の要害を破り忠次の武勇にて陣を破りたり
勢の名もの陣をいれ敵をいれて南の敵信長の旗
先をかけ敵をとりこ(?)て千余の敵勢引退きたり
うけて戦ひやとりふ(?)を無(?)し　さてたちのりて
徒川渡り来りて郡内　足軽の陣の塀のそとを川に
そりて見えたる馬を付けかけて川向生

渡りしかハ見方の通路もこれ有りたてにてけり也え
陣へ逃む居川右衛門尉多家本多作左衛門尉用しく鉄炮手にて
敵を見すかし足軽をもかし　敵に向て鉄炮を一度に
まちかけ武田か兵とも山縣三郎兵衛尉昌景手の者
百人計も同しく押かけて来るを打かけ雨の如く
すゝ敵をさしゝ馬や七郎のと押よてられ
莫大の数よりまたハ土居を川と鉄炮を放て大将若
門も逃てか田にかけ　…　小菅房流三科にて
一人当千の敵を七郎兵衛作左衛門を々を…
追川返し川九郎逃散した…三枚…
川大将昌景鉄炮にあたり落…
佐久間右衛門尉信盛六千人　滝川左近将監一益三千人

柵の外へ出て一手備内藤にかけ並てつき敵くふぬく
川と又越前の軍勢に川北を柵のそ出す…
に逃去る敵…して三手斗の鉄炮と一面に三並べく
立寄たり織田殿遠くに大久保兄弟の軍…
成りて家康のその外の武敵陣をいつき…見えて
共中に今の柵の内隠れさしたる侍ともの織に思候はる
数かとえハ味方ヨリ味方敵をかけり歎く味方の
さかれ寒りて…宜しへハ徳川殿の居
陣に御座て…徳川殿中の石川ハ家康より侍
是候の足大久保七郎右衛門忠世柵の内ハ同じ忠世にて
柵の内さすとて仰出ハ織田殿は…御味方
とすまさん事とやれ天正太閤の臣下　[illegible]　見すまれ

例之ハ信長の手に着かれ いつさい此の如くに定めたり。
高遠の城中に居たる依田右衛門佐の陣に向ひて手柄多く
去年十一月足軽入りしハ 去年も敵を討取し信蕃 拙
の手の門破れ入らんとし 皆鉄炮にて 死せし山形源左衛門
は其後武田の属たる信蕃を先として 本利原跡
引入信玄の子勝頼の一族 入りしかは 徳川殿と
対陣して討すし其の後にかの人数の勢東小の敵
残りてかくのことく 退けれは四郎の重臣二騎にて
本国へして 落ちのひ軍勢をまとめて 依田右衛門佐大久
保見寺と なる世家の軍の利を得し事 依田の家
見家の残りの稀なりしかは そのなりゆきの顛末
をのせたり 世に依田右衛門佐か事は大久保彦左衛門か三河物語に詳なり
戌年六月七日 大番二條在番

地をあけ渡して西の京に居たりしを 二條の城を攻め武田の
勝もまた右の城の大将 依田右衛門佐信蕃 右衛門尉を召
出して相議し 二千余の城に入りて 古城を大番して留守
中に入り 先年去る七年の合戦の勝を大きにあけて 日数の後に
小田原の北条 同十年 武田の四郎二十一日 依田右衛門佐信蕃ハ
徳川殿へ参り 同年の城を明けわたし 言葉をかはして 此の年
六月織田家の討死ありて 甲斐の国の武田家信蕃ハ 向の城をおとし西
信濃の人々 すへて甲斐の国とまた 依田の手に属し
小笠原 諏訪の者と 那須らとして 高遠の城の大将とて
依田の郎党 小笠原の者ども 上杉国と 北条 碓氷峠
と手勢 依田信濃国の甲斐国にひかれて 佐久郡を 勝ちて手の内
又手に入りて 十月十日三日 小諸城にて 依田の勢三千余人にて 依田右衛門佐

残ハ東道の軍悉利あらハ徳川家に申通し信濃河を上
野と限り相模國ハ北條へ附へしと約定し徳川家古
國なる甲斐信濃を定めまうく山林に隠れし者共の
士卒も皆北條の手へ付へきとて後十二月の二日陣拂して帰りけり
遠世上云ふ所甲斐信濃の國ハ手を付る事無く人の多くかさ
定め或ハ上杉ニ志を通し或ハ北條ニ讒を行ひ海津ニ
留まりし信長の許ニ在り信濃ニ向ひ所志世
徳川家の中ニ於ハ信濃國の住人依田右衛門尉信蕃と云者ハ頗る
勇士ニて附從ふ輩を語らひ此者ハ廣く甲斐ニ在りけれハ
久々ニ兼ても又の行衛を見定めて甲斐國ニ歸り
ミき或ハ兵多き中ニハ彼ニ志を寄せし人ニ仰せ付の事もあれハ
久しく又北條ニ候ひ甲斐の者共と候ひ後又ハ諸方く

此所ハいまだの西保小川まて付鋳二條城に通ひてつ
此山取又世岡七九郎 眼了家らく在之し得た又此表の信州
て信蕃と同じく信濃國ニ在る國ハ依田か子某ニ良隠に於て者。
又云ふ此事 押寄し攻られハ彼の者と静か兄事此終
と向ひしまとも何々と云ふしかハ大世ヶ中にてふさかせられて
信田無間依濃ふり向て去十一月ゆへ岩山の城を攻落ける
本より小田井ある城く 攻落れハ 依田か前 信蕃面々と
依ハ依信ヨ原之十依甲斐文依田の城をまて十五日〇米
 大世ヶ所と乃ろふ依田か加勢を之依田か来の事ハ不祥時ハ也
無間とハ大世にも田甲斐文ハは勢乃とても 六月の頃よりまた十二
月よりある追信ふ七月に至りて 甲斐文信濃の後にし
ハ大世ハ却きて久のりける 大久保忠世 弓ノ大世か手ニて
引く依田小五郎は味方に 兵部し尓 酒井左衛門尉 遠江と

急難の事ゆへく己か為り ふ糟屋ゟ聞えハ北畠の侍
去らく肖ん多りもたしとあえハ遠の達世文作
とれく取締の許を得ゆと言て船角こし之し底ふ
明達ハ十月三月ふ取締文字をなすん条を先土田の
城とも云て吉田ふすえハ走き明達ハ十二年徳川殿
小牧長久と勝く尾張の国ゟ勝ひしては太閤御清ふ為て
清松の城とする
へしされと大久保為聞ともゝ
年の強きまゝ見方ハうぶかし
三年作ともいふ守ふ為ゟ目く安国の軍も見四方ゟ子宗の人数
と郎ゟ為もとふ守ゟ太閤ふ見ハ太世ふ俳ゟ兵ハとえさまゝ
日保尹信雄秀吉尾の城ゟ押寄 十三年九月廿三日織田信雄信秀
郡の年ふ中川て取し
ゟ安大日夜六信年天正十三年二月のとまれ小事
志田と病年ゟなふ中の十二ゟ八月二日加也川の郎ふ首ゟ首余ゟ手方丸
悦為も守ゟ攻とゟ徳川殿ゟ十二ゟふ信田手死もしとらふ陣ゟや又ゟ出ゟ見
三年の郎ゟ見尾中て行るとゟゟふ
是も山中ゟ死も入けしかゝず
信雄又ゟくもと為ふ大将信長ふ

郡のとし 十三年春とかハ為免ろふぞき息とも清也ん攻し
跡ふ山為尾小牧郡の城とえ所
徳川殿信田にえ秀吉ゟ討ゆ也し事と其年蔵
とゟひ天正十五年秋宗村其も御旨ゟ北陣之と所く松年信長之史尾国と為守ゟ
十六年四月の軍も尾国ゟ為ゟ三十八日とれく加木にも攻ゟり 松年田の城を
攻ゟし首ゟ三十九ハ十二ゟ為徒の為城とし 府に上和の長根の城と攻て討取も
尾国の守松年為尾に去也ゟ為徒と清宗也ゟ見 のむし 向ゟ上和の後信ゟの城三方
尾城は上討尾ゟ見尾国ゟ為も為ゟ徒人の国中て尾張也と其ゟを国ふて
まけし人の家ハ国其の用ゟ年も ゟの事と家来もハまゝしきゟのとなり
しゟハ尾道三十以計用ゟ退さゟり二十ゟ信也ゟ
實は其の弟ゟ為攻も限七年ゟと守ゟ安時ゟ入道其
者秋也如とゆすくゟ為ん役国ふ北畠ハ信雄ゟ与ゟ陽ゟ孫
三郎ゟ 作備ん 其と一まんして中津の将を攻戻て信雄取し
所へ可思ひまゟいまけ水し太田中津の城ふ為田とゟ年
の秋ゟ田中さ郡ゟし及ふ村上の城を向る遠世月
し押出為其ゟ味方攻揃して川為ん太世人ゝとまく
めて味方の城と一ゝ改ゟし 又強ん云ゝかしらも

入られて御参しかれ平家も此法の衆生を済度し給ふ十二月
石川伯耆守数正が嫡子康長と云ふ者岡崎より三河遠江の
面々の御子勝頼を急ぎ御使を以て大坂と云はれ大坂
秀吉へ南国の御人小笠原与八郎を以て其上事すると
小笠原与八郎承りて上洛と成る右は三度の使
数雑に御取次ぎて候大坂急々御事の本上京致す承
大坂文書を以て申し上げ候は南国の国人本格の勢よ
すなはち又信玄の子にて殿寛と申す一言入ありと申す旧
えに相違なく越後国を源く甲斐国へ寺にて申候
景勝の使は甲斐国又承りて参らん仕よりの是を云
所の外の大事ありしは景勝事を急ぎ申し来りの段を申ん
ありしてはらかて来るにとりて御使とかはしたり

右御文日ごとに御事し急ぎ御上るべき由と御申遣る
ましい下の旨御承りこの事として御念本平助
建教と 徳川家康 忠次の使者殿之御一緒につき参り候事
建教 家康 年五月より 殿様大坂御帰座の事 徳川殿寛白殿
吉田御使者の事を旅中の事の大坂へ御状 中川殿
大坂井伊直政ふ直次の段 小田原を破られ
大坂先陣と仕りて徳川殿寛白殿事ふ御出の事
世上小田原の城ともふ旧領と仕りて表中と加へてまた其外にて申国の
御仕りて両殿の御子を申され候を加て申度事と申す大久保
申の外上杉景勝は事の次第両殿の御入の事は家康殿より両殿の御に
とかく大殿の申す事を申し早速の事の安芸を申すように大
と御申し候て事しまひて申の家の人々の家康殿より申の事
上方事てまかりて其の為に申し候へとのて又大殿の申す事を
併せて大坂と申す事を大井の事を申す事の事
大坂仰事三ケ年中にて大殿に三月九日大坂へ申し候

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

石川

長門守源頼遠は先陣を賜はる三河の軍陸奥の義家の弟九郎冠者義時の三男義兼の嫡子
三河守義兼の後裔なり義兼河内国石川の郡を領し仍て石川を名乗る
石川の郡は今の石川郡なり平氏の末流なる石川を名乗りしなり
義兼の七代の孫少弼朝光朝光の孫左衛門尉朝成朝成の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂
義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂義茂の孫左衛門尉義房義房の孫左衛門尉義茂

向て海ゟ[illegible]人三郎ゟ降ぶ[illegible]ゟ天正家の[illegible]
[illegible]れハ政[illegible]ゟ[illegible]十四[illegible]ゟ二[illegible]ゟ[illegible]
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ徳川
[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]ゟ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の田陣
軍陣之事

[illegible]の天正の頃[illegible]府[illegible]家[illegible]の男長門守康通
首[illegible]と称する義田城[illegible]の秋康通大人保七[illegible]を[illegible]府
[illegible]と同じく甲州信州まと[illegible]天正十二年信州[illegible]
[illegible]と[illegible]けの[illegible]同[illegible]と軍記[illegible]府日[illegible]家[illegible]三川の
[illegible]中[illegible]る[illegible]康通[illegible]小牧の[illegible]陣[illegible]信[illegible]
の[illegible]の軍[illegible]利[illegible]の[illegible]重[illegible]の[illegible]
[illegible]同[illegible]
[illegible]の[illegible]軍[illegible]
[illegible]と[illegible]康通[illegible]
[illegible]陣[illegible]
[illegible]
[illegible]と攻[illegible]に康通[illegible]陣[illegible]府

八[illegible]の[illegible]康通[illegible]軍[illegible]信[illegible]
[illegible]同[illegible]移[illegible]府[illegible]同[illegible]
[illegible]上[illegible]
[illegible]の地と康通[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

次ぎ次ぎ付きまいり大坂のまわりまで西宿をかまへ京都にも家に都の高人を
首をれハとて多くの首とハ京都にもかく家に都の高人を
使者四郎兵衛尉と云ふ元忠の弟を使者にして
徳川家康うやまいハ寄せ使者に首盗元忠新左衛門尉政久両人ハ宇治
源院にて義弘の子息新左衛門尉政久両人ハ宇治
の御陣にまいりて忠政をハ付申さ事あり京都の
共を防ぎ申さ(ま)ん成沢をハ上方の東西に
ちゝ〻〻手きびしく攻ぎ上り攻ぎ上り
爵して九月九日よりの(ま)ま同七年九月の地を法者〻陸
奥宮城の地を法者付の形〻〻政平文の為に一揆と称
悪の地を建立〻長沢ちゝ長沢
元忠の事を言ふ所〻〻宮城〻〻香花の地を高附

ちゝ
即位帝と為されて
百五十四年を為ての
二百五十年を為て
大坂前陣の
忠政ちゝ
宮城の軍勢
なりて元和八年陸奥の
宮城の地に移ぎ
一揆を寛永三年
九月二十日
元和の
一揆を寛永三年
九月二十日
元和の
元和の
元和の
元和の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

和國宿より都へ流されて後年の九月三日の夜死ぬ

隆ほう長者の所作の薬師の像を見奉りて

[illegible]

内義

左馬頭義政の長男義尚は右京進義
任の孫なれば左馬頭任長の子なり任長は嘉祥元
年九月廿三日に左馬頭に任じ天文十年十二月廿四
日左近衛の軍勢を率して近江に攻入り任長一族悉く切
腹せしめ門地に暴虐の事不斜任長の弟
四郎左馬頭の子利なりて京
天正元年五月廿日長安の会賀に陣を張りて
あるとき義尚の使者三宮内
川内守馬の長を遣して向ふ手ごとに

家老[illegible]文書[illegible]高[illegible]長[illegible]敵[illegible]人[illegible]陸[illegible]の陸より進み[illegible]
水中[illegible]一[illegible][illegible]より[illegible]月[illegible]く[illegible]弱つ矢[illegible]所[illegible]遠
[illegible]の[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
門[illegible][illegible][illegible]遠[illegible][illegible][illegible]仕[illegible]年二月[illegible]二[illegible]の[illegible]と[illegible]
[illegible]の兵[illegible][illegible][illegible]陸[illegible][illegible]と[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]相[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
[illegible]遠[illegible]家[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]
故[illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible][illegible]

[illegible]
七年九月十二年小弐の軍より
十三年石川伯耆守殿の御心易
侍[illegible]大長[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]
博多[illegible]上方の軍勢[illegible]
西海[illegible]八月[illegible]
[illegible]
[illegible]

北條氏政に[illegible]より[illegible]の百信を[illegible]て[illegible]
服部[illegible]て[illegible]て二男出[illegible]
[illegible]て[illegible]年七八[illegible]
[illegible]又[illegible]一所[illegible]自害[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内藤

世嗣を義宗信濃と　初三郎信長と　中ゝ

三河国の住人　酒井の何某の子法名忠次　信長の二男実の

中ゝ

信濃の無人　景虎謙信　天文十四年の事ゝ　信長

三歳信濃の所ゝ　三月をゝ

景虎の所ゝ　知りて　九月　むつきの月

時徳川家ゝ　九年ゝ　所者　平ゝ

徳川殿　天文　毎の　秀ゝ

ゝ　信長　三河の国　矢作の住人　酒井平ゝ　徳川殿

長ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ　ゝ

[illegible]

[illegible]

甲陽軍鑑にあり　永禄六年一向宗徒の門徒ども[illegible]

[illegible]

[illegible]

陸奥国西海郡郡の法にしたがひ[illegible]
年行年[illegible]年[illegible]年を共に豊前国信濃守[illegible]
寛永[illegible]年陸奥郡[illegible]の[illegible]
大坂の[illegible]
[illegible]元年[illegible]月十九日七[illegible]年[illegible]年[illegible]
法[illegible]豊[illegible]
[illegible]二年二月十[illegible]
信[illegible]孫[illegible]信[illegible]
二男[illegible]
信[illegible]

（寛文十[illegible]九月廿三日信長の法[illegible]
[illegible]新[illegible]田七[illegible]）

内藤　附　[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

家の御傳ゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

志[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

植村

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

出部

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

七日[illegible]

十月廿三日大坂の[illegible]

[illegible]

十月廿七日九十[illegible]

[illegible]

延宝元年より[illegible]

源遷

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まゐりて所々の婢に其屋敷に罪ゆるされて居まし
又の遺領給りて江戸へ又新恩の地を賜はる　文の新百姓
是も江戸の書面と云もまゐりまし　[illegible]　千後達舟を嫁娶の
今度近江の堀川伝作一言板三万ヶ原　田中　天竜寺の
地の新田を九一生のうれかゝる事にいとゞ地の十分も元飛
三万ヶ石ゆゑ　[illegible]　十二月廿日　大坂まゐり　入道信長遠江の国の義元
三万ヶ石ゆゑ　徳川家康を取まきて　敵のやうを見せもる
[illegible]　陸の人を[illegible]　敵[illegible]ある[illegible]
敵の地を[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
敵を見せしゆゑ　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

如[illegible]陸方流より上[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]
[illegible]　[illegible]　[illegible]　

[illegible]

奥の上杉退治の時長尾[illegible]

[illegible]

加ちまし　又高崎の侍三千騎の西北[illegible]

[illegible]

[illegible]

三友堂